

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

### 佐賀県教育委員会規則第6号

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会聴聞規則（平成6年佐賀県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p><b>第3条</b> 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者（<u>法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会又は法令の規定により教育委員会の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）に対し、聴聞期日変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p><b>第3条</b> 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者（<u>法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会又は法令の規定により教育委員会の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）に対し、聴聞期日変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>

#### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。